

豊中市立新田南小学校校舎増築給排水衛生設備工事その2の工事請負契約に係る総合評価一般競争入札（特別簡易型）について

豊中市立新田南小学校校舎増築給排水衛生設備工事その2の工事請負契約について、次のとおり総合評価一般競争入札（特別簡易型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和7年9月9日

豊中市長 長内繁樹

1 入札に付する事項

(1) 工事名

豊中市立新田南小学校校舎増築給排水衛生設備工事その2

(2) 工事場所

豊中市上新田4丁目9番1号

(3) 工事概要

豊中市立新田南小学校校舎増築工事に伴う給排水衛生設備工事一式を行うもの

(4) 工期

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

(5) その他

本入札は、豊中市電子入札システム（URL (<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?KikanNo=0203&HachuType=0>)。以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市建設工事入札参加資格の空調・給排水の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードに空調・給排水の認定に係る希望順位を1と記載した者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 管工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が550点以上であること（豊中市内に本店を有する者にあっては経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定（最新のもの）を受けていること。）。

(7) 管工事について、建設業法に基づく建設業の許可を有していること。

(8) 工事請負契約1件の請負金額が30,000千円（豊中市内に本店を有する者にあっては23,000千円）（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。共同企業体については、出資比率に応じて算出した金額であること。）以上の管工事一式を元請けとして施工した実績があること（入札において竣工済みであること。）。

(9) 本工事の契約締結日において、現場代理人を工事現場に配置し得ること。ただし、本入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。

(10) 本工事の契約締結日において、管工事に対応する主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき適切に配置し得ること。ただし、本入札の一般競争入札参加申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者（主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任

で配置しなければならない場合にあっては、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者に限る。) であること。

- (11) 本入札の申込書類及び入札書の提出期間の末日までに、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号の電子証明書（ICカード）を取得し、及び電子入札システムを利用するための登録（利用者登録）を電子入札システムにより完了していること。
- (12) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (13) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (14) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (15) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。

3 申込制限

2の規定にかかわらず、公告日前1年以内に竣工した本市（上下水道局及び市立豊中病院を含む。以下同じ。）が一般競争入札（特定建設工事共同企業体による入札を除く。）又は指名競争入札により発注した予定価格30,000千円以上の工事（以下「30,000千円以上の工事」という。）に対する本市の竣工検査で、60点未満の工事成績を取得したことがある者（公告日前1年以内に竣工した30,000千円以上の工事に対する本市の竣工検査で、80点以上の工事成績を取得したことがある者を除く。）であつて、当該60点未満の工事成績を取得した30,000千円以上の工事の竣工日から6ヶ月を経過していないものは、本入札に参加することができない。

4 設計図書に関する説明書、工事提出書類作成要領・受注者検査要領、図面、参考数量書、現場説明書、豊中市電子入札運用基準及び豊中市工事請負契約等電子入札心得（総合評価特別簡易型方式）（以下「設計図書等」という。）の配布

（1）設計図書等の配付

ア 配付期間

令和7年9月9日（火）の午後1時から午後5時まで及び令和7年9月10日（水）から令和7年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付方法

電子入札システムにより行う。

（2）その他

設計図書等の内容についての質疑の方法、日時及び場所は、設計図書に関する説明書で指示する。

5 契約条項を示す場所及び期間

（1）場所

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）
電話（06）6858-2075

(2) 期間

令和7年9月9日（火）から令和7年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

6 届出書類の提出

(1) 本工事の入札に参加を希望する者は、(4)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「届出書類」という。）を提出しなければならない。

ア 技術提案書（総合様式1）

イ 本市における公告日から過去2年以内の工事成績評定点（総合様式2）

ウ 公告日から過去2年以内の同種工事の施工実績（総合様式3）

エ 品質管理・安全対策の取り組み（総合様式4）

オ 配置予定技術者の施工経験及び資格（総合様式5）

カ 社会貢献度（総合様式6）

キ 地域精通度・地域貢献度（総合様式7）

ク 履行義務違反の有無及び公告日から3年以内の処分歴等（総合様式8）

(2) 期限までに届出書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(3) 届出書類の配付

ア 配付期間

令和7年9月9日（火）の午後1時から午後5時まで及び令和7年9月10日（水）から令和7年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付方法

電子入札システムにより行う。

(4) 届出書類の提出の期間及び方法

ア 提出期間

令和7年9月9日（火）から令和7年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（必着のこと。）

イ 提出方法

郵送によりウの提出先に提出すること。なお、郵送に当たっては、特定記録又は書留とし、封筒の表面に「工事名」を朱書すること。

ウ 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）

(5) その他

ア 届出書類の提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された届出書類は、返却しない。

ウ 郵送による提出以外の方法による届出書類の提出は、受け付けない。

7 申込書類の提出、入札の期間及び方法並びに入札参加資格の確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、(4)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加申込書（様式2）

イ 当該入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書

(2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(3) 申込書類の配付

ア 配付期間

令和7年9月9日（火）の午後1時から午後5時まで及び令和7年9月10日（水）から令和7年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配付方法

電子入札システムにより行う。

(4) 申込書類の提出及び入札の期間、方法

ア 申込書類の提出期間及び入札の期間

令和7年10月3日（金）及び令和7年10月6日（月）の午前9時から午後5時まで

イ 申込書類及び入札書の提出方法

電子入札システムにより行う。

(5) 開札日時及び方法

ア 開札日時

令和7年10月7日（火）午前10時

イ 開札方法

電子入札システムにより行う。

(6) 資格審査書類の提出及び期間等

ア 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格を確認するので、当該落札候補者は、エに定めるところに従い(ア)から(オ)までの書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格確認審査申込書(様式3)

(イ) 2(8)に係る工事請負契約書の写し及びこれに係る図面（指定したものに限る。）又は発注者が作成した工事施工証明（共同企業体により請け負った工事の場合にあっては、当該工事の協定書の写しを添付すること。）

(ウ) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(エ) 工事費内訳書（落札候補者用）（様式4）

(オ) 誓約書

イ 期限までに資格審査書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

ウ 配付方法

ア(ア)、(エ)及び(オ)の書類については、電子入札システムにより行う。

エ 提出期限及び方法

(ア) 提出期限

落札候補者決定の通知を受けた日の翌日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 提出方法

オの提出先に持参することにより行う。

オ 提出先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）

カ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア 入札書、届出書類、申込書類及び資格審査書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書、届出書類、申込書類及び資格審査書類は、返却しない。

ウ (4)イ及び(6)エ(イ)に定める提出方法以外の方法による申込書類及び資格審査書類の提出は、受け付けない。

エ (4)で指定した日時及び方法で入札をしない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。

オ (6)ア(イ)の書類は、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、提出する必要はない。

カ (6)ア(ウ)の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しは、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおける経営事項審査結果の公表により、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が確認できる場合は、提出する必要はない。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

- (2) 入札回数は、1回を限度とする。
- (3) 本入札については、低入札基準価格を設ける。
- (4) 予定価格及び低入札基準価格は、開札時に公表する。
- (5) 入札結果は、落札候補者決定時に公表する。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第120条各号に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者（3の申込制限に該当する者を含む。以下同じ。）及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市電子入札運用基準及び豊中市工事請負契約等電子入札心得（総合評価特別簡易型方式）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 契約の締結

契約書を作成する。

12 支払条件

公共工事の前払金に関する規則（昭和46年豊中市規則第9号）の規定に基づき、前払をすることができる。

13 その他

(1) 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、本工事にとって最適な事業者を選定するため、(2)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(2) 落札者決定基準

ア 評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い者を落札候補者とする。

総得点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の最も低い者が2者以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行って落札候補者を決定する。

イ 総合評価点は以下の算式により算定する。

総合評価点=価格評価点+価格以外の評価点

ウ 価格評価点及び価格以外の評価点は、それぞれ70点及び30点とする。

エ 価格以外の評価点は以下の算式により算定する。

価格以外の評価点=得点合計×換算係数（61分の30）

オ 価格以外の評価の得点合計については、以下のとおり計算するものとする。

(ア) 企業の施工能力、配置予定技術者の能力、社会貢献度及び地域精通度・地域貢献度に区分して評価し、その配点をそれぞれ23点、10点、6点及び22点とする。

(イ) 履行義務違反の有無及び公告日から3年以内の処分歴等については、評価内容に係る履行義務違反、本市の入札参加停止又は入札除外措置、国又は他の地方公共団体の入札参加停止又は入札参加除外措置、契約解除及び書面での警告に区分して評価し、それぞれ5点、4点、2点、5点及び1点を限度として減点する。

(3) 落札者の決定

落札候補者について、7(6)により提出された資格審査書類により入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めたときは、落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

(4) その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、豊中市工事請負契約等電子入札心得（総合評価特別簡易型方式）を遵守すること。

14 問合わせ先

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市総務部契約検査課（第一庁舎4階）

電話（06）6858-2075